

人 口	78,361	前月比	+39
男	37,696		
女	40,665		
世帯数	19,217		+41

おおだて

◆ 編集と発行 大館市役所
 ◆ 発行年月日 昭和44年12月1日
 ◆ 発行日 毎月 1 日
 定価 1 部 5 円

昭和43年3月1日第3種郵便物認可

守ろう 火事から身と財産

昨年の二丁目大火を思いだそう。まちななめつくした火魔の恐ろしさは、まだ記憶に新しく、身ぶるいさえ感ずる。火災復興が進んでいるとはいえ、罹災された方たちの再建は、血と汗にじむ、涙ぐましい努力が強いられている。一瞬にしてうばわれる財産、ときには尊い生命さえうばってしまう火事、二丁目の大火から得た経験をおぼろげに忘れることなく、火の元には、十分注意したいものです。

火事をなくするために

- ◆ 外出または寝る前は、火気の使用箇所を必ずみて、完全に消すこと。
- ◆ 煙突や煙道は規定どおり取り付け、煙突の貫通部には「メガネ石」を使用すること。
- ◆ タバコを吸う時は灰皿を用意し、吸殻は完全に消すこと。
- ◆ 寝タバコ、特に酩酊時の寝タバコはつつしむこと。
- ◆ 石油、ガス等の燃焼器具は正しい取扱いで、使用後は必ず元栓をしめること。
- ◆ 冬囲いや積雪により避難口をしや断れないよう確保すること。
- ◆ 老人や子ども、病人はできるだけ1階に寝かせること。
- ◆ 水バケツ、消火器を用意しましょう。

火事と救急車は

119番

「峠の家」の工事急ピッチ

青年層の社会的、文化的教養の養成場、あわせて、市民の保養所として利用していただくこと、市がその建設を進めている「峠の家」は、いま急ピッチに工事が進められています。

建築場所は、矢立地区の下内沢というところで、国道7号線から日景温泉に行く途中に位置しています。附近には、矢立峠、矢立温泉など、名所旧跡の多いところあって、いまからその完成が待たれています。



12月いっぱい 市役所分室を廃止

(旧保健所あと)

庁舎の面積がせまいため、柴町に分室を設けて(建設課、農林課、農業委員会、大館土地改良区、大館市森林組合等)執務してきましたが、業務執行の不便はもとより市民サービスに欠けることが多く大へんご不便をかって申しわけありませんでした。

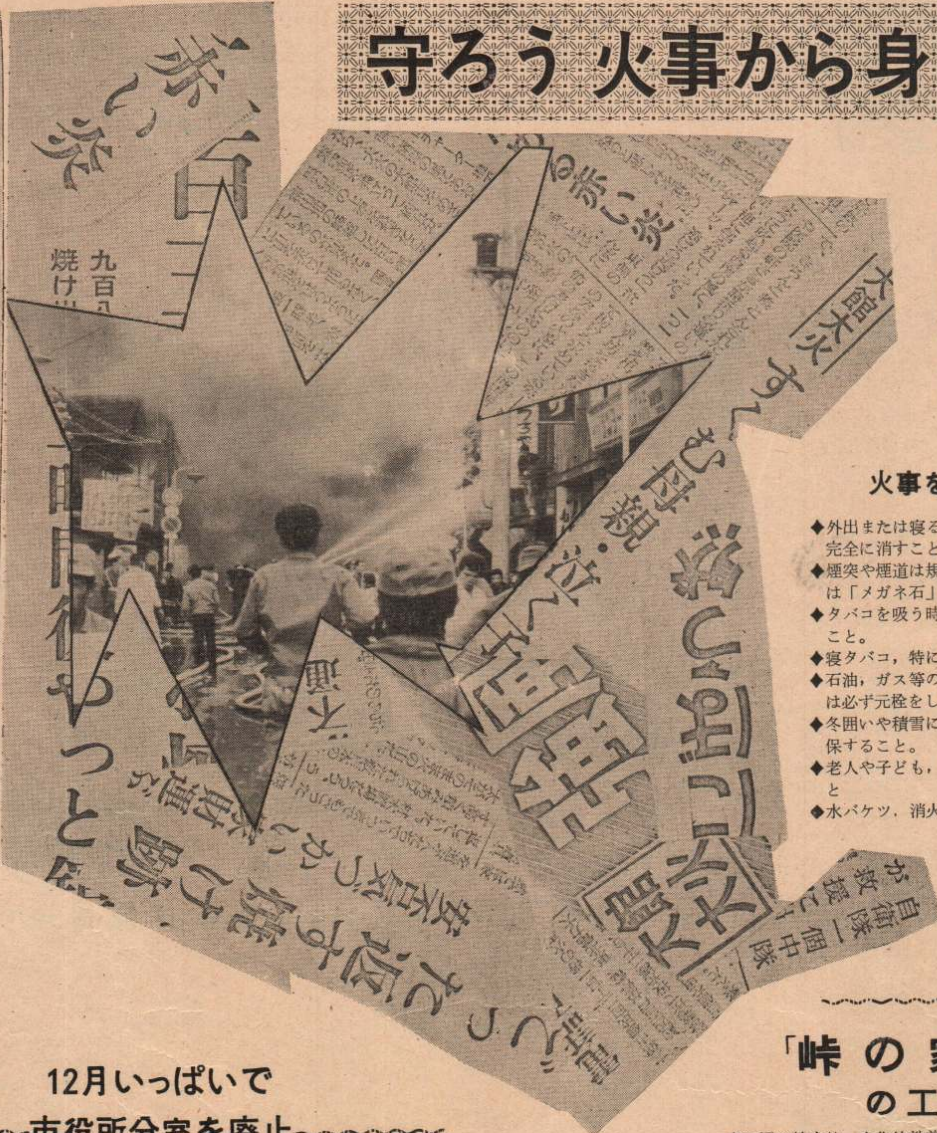
幸いに9月定例議会で庁舎増築工事費の予算が議決され本庁舎の裏庭に木造モルタル二階建て、延面積約500㎡の別館を建築工事中です。この工事は12月中旬に完成しますので分室を一切廃止して全部を移転します。

入居課の配置は、市民サービスの面から再検討を加える必要があつてすでに本庁舎に入室している課との一部入れ替えをすることで検討を進めており、12月25～27日頃に引越作業を行ない年内にすべてを完了させ新年からは名実ともに面目を一新して執務いたします。(詳細は広報1月号に掲載)

また電話についても今まで分室各課の直通電話を移転と同時になくして、各課全部が代表①212の交換機を通して通話することになりますから、お間違いのないようにしてください。

ただし土地改良組合②0558、森林組合③6015はそのまま直通です。

は、瞬間最大十一メートルの西の風にあおられてたちまち燃え広がり、商店、住宅の密集地帯をなす家百四十二軒、非住家九十六軒の計二百三十八軒十八万五千平方メートルを全焼し午後八時過ぎに消えた。大館町の調べでは原因は不明だが、燃やしたクズの火が燃え移ったものとみられる見込みで戦後四度目の大火になった。(四週四十七、十二面)





◇ 生活保護関係

生活保護が国の責任であることを明らかにするため、保護に要する費用の8割を国が負担し、残りの2割は本市で負担しています。

10月31日現在、生活扶助、医療扶助など(保護の種類は7種類ある)を受けている世帯は486世帯、人員にして974人になっています。これら被保護者に支給する保護費も44年度中には約1億7,000万円におよぶ推定です。

毎月支給される保護費も決して高いものではないものの、1日も早く自立更正できるように、毎日のごとく個別指導にあたっている市の専門職員(ケース・ワーカー)が7名、福祉事務所に配置されています。

◇ 児童福祉関係

児童はすべて、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないという、児童憲章の理念にたって、本市でも、児童扶養手当の支給をはじめ、市立保育園(10カ所)および児童館(2館)の施設を完備して、児童の福祉向上をはかっています。

◇ 母子福祉関係

市内の対象家庭591世帯の福祉向上をはかるため、佐藤鉄家さんが母子相談員として、対象世帯の各種相談に応ずるとともに、生活資金、住宅資金、修学資金などの貸付相談も引き受け、母子一体の生活向上をはかっています。

◇ 老人福祉関係

人口構成の変化による老齢人口の増大による老人の対策は大きな社会問題化しています。とくに、寝たきり老人の対策、そして、話し相手がなくただひたすらにさびしい余生をおくっている孤独な老人の対策は、前向きな姿勢でとりくまねばならない問題です。



写真 10月4日から開館している、大館市身障者福祉センター

利用料金表

区分	利用者区分	料金	入湯税
休 け い	身障者およびその家族	50円	
	身障者職員等の会社福祉事業関係	100円	20円
	一般市民	150円	20円

身障者センターにつづく

大館老人福祉センターの完成

前向きに進む市の社会福祉事業

社会福祉事業は、困っている人に援助をすることや、児童福祉、母子福祉、老人福祉、身障者福祉、精薄者福祉など、すべての人がしあわせな国民生活ができるようにすることです。

それだけに、非常にその範囲が広く、十分な対策を行なうことは、きわめてむずかしいとされています。

このような観点にたつて、本市の社会福祉事業の実態はどのようになっているか、その概要をさぐってみました。



写真、十一月十三日に開所した大館老人福祉センターです。収容人員は百名で、利用料金は老人(休けい)五百円、宿泊(休けい)七百円です。利用申込は、電話(一四四五)老人福祉センターに直接申込んで下さい。

これに対する市の対策は、老人家庭奉仕員である伊藤絹子さんを中心に、現在、寝たきりのままで余生を送っている8人のご老人の世話をかかさずに行なっているとともに、市内の6,637名の老人たちのよき相談員としていろいろと相談に応じています。

そして、楽しい老後をすごしていただくための市の行事も、敬老会にはじまって老人の健康診断、老人クラブの大会助成(市では10万円を援助)その他、各老人クラブの自主的なレクリエーション活動など、長い間郷土の発展につくした老人の生活には、少なからず力をそそいでいるつもりです。

とくに、11月13日雪沢温泉郷にオープンした県立大館老人福祉センターは、市で土地を提供して建築していただいたもので、秋田県内では、森岳、強首につぐ3番目のもの——。老人たちにとっては、かけがえのないプレゼントであり、この雪沢温泉郷が、常に明るい話題の発生の地であって欲しいと願っています。

このほか、老人福祉の施設としては、大滝温泉に市の養護老人ホームがあり、現在50名が余生を楽しく送っています。

◇ 身障者福祉関係

一般人にくらべ、社会生活上多くのハンディキャップを負わされている身障者は、市内に1043人もいます。この方たちの福祉を守るため、障害者手帳、補装具の交付、自立させるための更生相談などは積極的に行なっているところです。

しかし、何よりもこの身障者に光明をあてたのは、ことしの10月、市が県内の市町村にさきがけて建設した「身障者福祉センター」のプレゼントではないかと思えます。開館と同時に利用者が殺到の、名実ともに身障者の「語らいの場」として大いに利用されていることは

非常にうれしいことです。

◇ 精神薄弱者福祉関係

市内には精薄者が163人(18才未満106人・18才以上57人)います。

この方たちへの相談、指導そして、施設入所の紹介なども福祉事務所の仕事になっているものの、とくに施設への入所については、県内でもたった5カ所にすぎないため、入所の紹介には困難をきわめている現状です。

市ではいまのところ、本人やご家族のみならずで組織する「手をつなぐ親の会」の話し合いを数回となく開いて、まず、精薄者の今後の対策をどうすればよいかを親身になって検討を加えています。

◇ 民間社会福祉事業関係

民間の社会福祉活動もめざましいものがあります。

社会福祉法人、大館感恩講の百合ホーム(母子寮)公益質屋、乳児保育所(明年2月開所)などの施設をはじめ総合的な福祉行政の役割をはたす社会福祉協議会、日赤、共同募金会そして民生委員、児童委員などの福祉事業活動は、本市の社会福祉事業の推進には欠かせない存在であります。

<むすび>

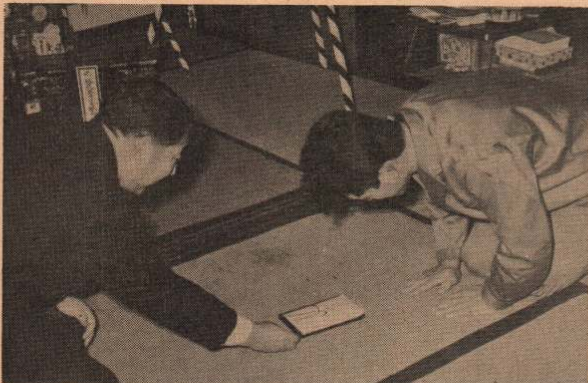
あまり具体性のない、本市の社会福祉事業内容の説明でありましたが、大ざっぱな説明の中にも、いかに福祉向上に前向きな姿勢でとりくんでいるかを、少しでもご理解していただければ幸いです。

とくに、身障者と老人の語らいの場であるセンターが相ついで雪沢温泉郷に開館したことは、本市の社会福祉活動の向上にとって、新たな第一歩をふみだすものであると共に今後の福祉行政に大きな光明をはなつものであると、いっていいと思います。

交通災害共済

(長木小1年生)

正樹ちゃんに初の共済金



(写真) 正樹ちゃんの父に共済金を手わたす石川市長

10月24日の交通事故でなくなった長木小学校1年生の小笠原正樹ちゃん(正男氏の長男)に市内では、はじめての共済金(50万円)が贈られ11月19日、石川市長からご遺族の方に手わたされました。

正樹ちゃんは、正雄さんのたったのひとり息子——その死が家族にとっていかに悲しいものであるかは、いうことばでもできません。

深い悲しみにとざされていた正樹ちゃんのお宅をおとすれた石川市長も、仏前で正樹ちゃんのめい福を祈りながら、悲しみにくれるご遺族の方々をばげまして参りました。

ところで、市内での交通事故がうなぎ昇りに増えています。10月末まで、大館警察署管内で起きた事故は何んと381件(このうち死亡11名、負傷者512名)で、これから冬期を迎え、さらに増加が予想されます。運転手も歩行者の皆さんも十分ご注意し、明るい正月を迎えようではありませんか。

交通事故によって



診療を受ける方へ!

- ◎交通事故による傷病の場合も、健康保険が適用されません。
- ◎交通事故で健康保険診療を受けるときは、第三者行為による被害届を提出して下さい。
- ◎届け出のあて先は
国民健康保険の加入者 市役所厚生課 (電話でもよい)
健康保険、日雇健保、船員健保 秋田市山王4丁目1-1
政府管掌健保 秋田県庁厚生部保険課長
健保組合、共済組合 所属組合または役所、会社
- ◎届け出用紙(ハガキ)は、市役所の厚生課、市民相談室に用意してあります。

<こんなによくなる>

国民年金……(その2)

「夫婦2万円年金」とする大幅な国民年金の改正は、先の国会で審議未了となりましたが、12月の国会で再び提案され、成立しますと、次のようになります。

改善案と現行制度との比較

主な改善事項	改善案	現行制度
◎ 福祉年金		
(1) 年金額の引上	月 額 年 額	月 額 年 額
ア 老令福祉年金	ア 1,800円 21,600円	ア 1,700円 20,400円
イ 障害福祉年金	イ 2,900円 34,800円	イ 2,700円 32,400円
ウ 母子、準母子福祉年金	ウ 2,400円 (子が1人の場合) 28,800円	ウ 2,200円 26,400円
(2) 支給制限の改善	① 扶養義務者、配偶者の所得による制限 6人世帯の場合 限度額11,9万2,500円 ② 本人の所得による制限 限度額 30万円 ◆ 全面的に廃止	① 6世帯の場合105万5000円 ② 本人の所得制限 28万円 ◆ 夫婦で老令福祉年金を受ける場合夫婦とも 年額3,000円を支給停止
◎ 施行期日	昭和45年7月1日 福祉年金の所得制限の緩和 高令者の任意加入の再開 所得比例制の導入	44年5月分から 44年10月分から 45年10月1日から

青少年ホームだより

盛んなサークル活動

開館3周年を迎えた青少年ホームは、利用登録者数は1,400人にのぼり、日夜、音楽や話しあいなどのサークル活動が盛んに行なわれています。

この機会に、現在までに利用者の皆さんが、自発的につくったサークルとその活動内容を紹介するとともに、まだ、利用証をもっていない方のため、利用手続きについてお知らせします。

- ◎利用出来る人—市内に勤務先または住所を有する満25才未満の勤労青少年
- ◎利用方法— 同ホームで利用証の交付を受けますとそのごは無料で利用できます。
- ◎利用できる時間—平日 13時~21時
日曜 9時~17時
- ◎休館日— 毎週水曜日、木曜日は午前中、そのほか祝日、年末年始

<こんなサークル活動があります>

- | (サークル名) | (活動内容など) |
|---------|---|
| 音楽友の会 | ◇社交ダンス、音楽鑑賞を中心に、会員相互の親睦と音楽芸術による情操を豊かにし、郷土文化発展に寄与する。このたび、優良団体として、労働省より受賞された。 |
| 絆の会 | ◇会員相互の親睦を通じ、レクおよび話し合いほか、諸活動を行なう。 |
| 二輪会 | ◇絵画展などで相互批判を通じ、技術の向上につとめる。 |
| ボブラの会 | ◇スポーツを通じ、職場や社会問題について話しあう、レクも行なう。 |

- バックの会 ◇レク、人生論の討論を通じ、相互人格の練磨につとめる。
- 生花グループ ◇生花(池の坊)の愛好者で、講習を通じて教養を高める。
- ギタークラブ ◇ギター演奏、練習を通じ技術の向上につとめる。
- マンドリンクラブ ◇演奏、練習を積み、音楽芸術の情操を豊かにする。
- 読書会 ◇約40冊の貸し出文庫を事務室に用意し、読書を通じて教養を高める。
- 千寿会 ◇茶道(裏千家)愛好会で、相互親睦と教養を高める。
- 写真クラブ ◇写真撮影、現像などの写真技術の向上につとめる。
- 若い根っこ会 ◇社会奉仕、福祉活動を行なう。



(写真) ギタークラブのなごやかな練習風景



支所・出張所地域で

住民実態調査

昨年12月に行なった市街地の調査に引きつづき、支所、出張所地区の住民実態調査を、1月1日現在で行なうことになりました。

この調査は、住民の居住の実態を正確にはあくすることによって、行政事務の適確で、迅速な処理を行ない、住民サービスの向上をはかることがねらいです。

とくに、この調査では、国民健康保険と社会保険の関係や国民年金と他の公的年金関係、さらに、年令と選挙人名簿の関係など、住民の資格関係もあわせて調査するたいせつな調査になりますので、調査員がお伺いした際には、すずんで協力くださるよう、お願いします。

◎旧市内へ転居している方は、転居届を忘れずに

最近、結婚や小家族制度化に伴う一夫婦、一世帯の傾向による、世帯分離が増えつつありますが、本市でもこの傾向は強く、とくに、新市内から中心街地に集中してきている傾向がめだちます。

ところが、このように市内転居しても、窓口に届け出をする人が少ないといわれていますので、転居したら、まず、市民課の窓口で所定の手続きをすまされるよう、お願いします。

◎調査の要綱

- ①調査の時期 — 45年1月1日
- ②調査の区域 — 花矢支所・各出張所の地域
- ③調査の対象 — 調査地域に住所を有するすべての人を対象にします(外国人は除く)
- ④調査員 — 市の職員



12月の解説

12月のことを和名で、師走(しわす)といいます。古い文献によりますと、「12月僧を迎えて経を読ませ東西にはせ走るが故に師走という」とありますが、俗説には、12月ともなれば、日ごろおっとりしているお師匠さんも「借金とりに追いまわされ」たり「貸した金を集めに走りまわる」というふうになっているようです。

どちらにしても、12月はすべてのことをなしおわった月という意味から、1年の四時、つまり春・夏・秋・冬の為果(しは)てる(四樹月・しはつ)月といったものようです。

年末、年始のごみ収集は おやすみです

12月31日(水)から1月4日(日)までの5日間は、例年どおり、ごみ収集のしごとを休業しますので、ご了承ください。

◎冬期のごみ収集のお願い

降雪により、ごみ収集車が通行できない地域は、車が通行できるまで収集業務は休業しますので、休業になる地域の皆様はご手数でも、ごみ収集車が通行できる集荷場所までお運び願います。

市立幼稚園の園児を募集します

昭和45年度の園児をつぎのとおり募集いたします
記

◎募集予定人員

幼稚園名	人員	所在地	電話番号
桂城幼稚園	150人	水門前124	2-0690
花岡 "	160	花岡町磁沢30	花岡 206
白沢 "	80	白沢字大台100	花岡8928

◎該当児 1年保育—昭和39年4月2日～40年4月1日までに生れた方
2年保育—昭和40年4月2日～41年4月1日までに生れた方

◎募集期間 44年12月1日～12月25日まで

◎申込方法 各幼稚園に関係書類がありますので、この書類に所定の事項を記入のうえ、入園する幼稚園に提出してください。

乳児保育所開所のお知らせ

かわいいお子様をお預りし、安心して働いていただき、豊かな家庭づくりにいささかでも協力しようと、大館感恩講(理事長石川秀男)では45年2月から乳児保育所を開園することになりました。

同保育所の工事は、いままかんに進められていますが、つぎの要項で園児の募集を行なっていますので、入園を希望する父母の方々はお申し込みください

記

◎所在地—大館市一心院南7-1

◎入園資格—3才未満児の乳幼、ただし、生後6カ月を経過し医師の健康診断の結果、健康であること。

◎定員—60名、ただし、2月および3月中に限り0才児を除く3才未満児30名とする

◎保育料—1,700円～7,400円(所得の段階によってちがいます。)
ただし、生扶世帯は無料

◎給食—ミルク、離乳食、幼児食

◎保育時間—午前8時30分～午後5時30分

ただし、保護者の勤務時間の関係を考慮し、ご相談によっては、午前7時30分から午後6時まで認めます。

◎保健衛生—1才以下は毎月健康診断を行なう。

2才以上は春秋2回、また毎月全員の体重、身長を測定を行なう。

◎設備—暖房完備、保育室、遊戯室、遊具、ベツト、調乳室、調理室などが完備

◎申込先—乳児保育所の窓口 電話 2-5130

◎申込期間—44年12月20日～45年1月10日

実施時間は毎戸に配付している
日程表のとおりです

(無料)

予防接種と健康相談日

…… 市民の健康を守る市の仕事です

種別	会場別回数と日程	市民体育館	釈迎内出張所	釈迎内公民館	長木公民館	上川沿公民館	下川沿公民館	真中公民館	二井田公民館	十二所公民館	花矢公民館	矢立診療所	摘要
百日咳ジフテリア(3種混合)	2回目 3回目	12月5日	12月4日	12月4日	12月1日	12月2日	12月2日	12月1日	12月3日	12月4日	12月3日	12月3日	◎対象者 (初回1期) 44.3.1～44.7.31での出生者 (注)2期接種の人は何れの日か1回受けるとよい
ツ反どRCG検査	接種 検査	12月16日 12月17日 12月18日 12月19日			8月～9月にかけ各地区毎に実施しましたが、その時、接種もれになった人の補充接種ですから全市一会場としました。その点ご了承ください。								◎対象者 生後3ヶ月以上小学校入学前の者
国保の健康相談日		12月1日			12月4日	12月16日	12月17日	12月7日	12月6日	12月5日	12月15日	開設日にお知らせします	◎時間午後1時～3時

小、中学校の通学 区域を追加指定

町内の新設によって、小中学校の通学区域をつぎのとおり追加指定しました。

学校名	追加指定になった新町内
桂城小学校	水門町
城南小学校	雇用促進住宅、仲見世
川口小学校	餅田団地
第一中学校	水門町、雇用促進住宅、仲見世
下川沿中学校	餅田団地

※ 指定時期 44年11月1日

市役所の
執務時間が変わります
(期間) 十二月一日から三月三十一日まで
(時間) 平日 午前九時から午後五時
土曜日 午前九時から午後三時三十分

みんなで明るいお正月を

才末たすけあい 市民演芸大会

とき 12月4日(木)
ところ 市民体育館 午後1時から
入場料 1人30円

<年賀状は12月22日 小包は12月15日>までお出しください

年末年始には、各種郵便物が大幅に増加いたしますので、当局でも多数のアルバイトを採用して処理に全力をあげますが、利用される皆様も、つぎの点についてご理解とご協力をお願いします。

◎年賀状は12月22日(月)までお差し出してください

お差し出しの際は「市内」「県内」「その他」に区分してポストに入れてください。区分用紙は郵便局の窓口にあります。

◎小包は12月15日(月)までにお差し出してください

15日以降にお差し出しになりますと、年内に配達できなくなることもありますので、ご協力願います。

◎郵便番号を忘れずに

本号147号でお知らせしたように、郵便番号簿全国版は、10月31日までに全家庭にお届けいたしました。まだ、配達になっていない家庭がありましたら郵便課までご連絡ください

◎年賀状には、あて名にも、あなたの住所にも必ず郵便番号をご記入します。(大館郵便局)

引揚者特別交付金の請求を

昭和20年8月15日の終戦まで1年以上外地に生活の本拠をもっていった人、または、昭和19年以前からカムチャカに漁業労働者として出稼ぎに行き終戦後引揚げてきた人に対して(終戦後引揚前に死亡した人も含む)引揚者特別交付金が支給されています。

この交付金の請求期限は、45年3月31日まで、これ以降は請求できませんので、該当する方は、早やめに福祉事務所ですて手続きをしてください。

請求できる人

(1)引揚者本人(2)引揚者が死亡している場合は配偶者、子、父母、孫

<12月の納税>

固定資産税の第3期分

12月25日(木)までです

南町に開店しております、土崎信用金庫大館支店は、12月1日から、市の収納代理金融機関に指定になっておりますので、市税収納の窓口として、ご利用できます

国民健康保険税の不均一課税の廃止について

最近の医療費の増嵩には全く驚かざるを得ません。

総予算額の約93%を医療費で占める国保会計予算もこのため年々大巾な増額がなされておりますことは皆さんも充分ご承知かと存じます。他の事業であれば収入に応じた才出額を決めて事業を執行すればよいのでありますが、市町村が経営している国保事業は、これ等とは反対で増嵩する医療費に応じた収入を求めなければならないので、医療費に対する4割の国庫補助金以外は保険税で賄うこととなっている関係上、各市町村とも保険税の増収を図ることで頭を悩ましている状況です。

大館市の保険税の課税方法は旧花矢地区と旧大館地区ではそれぞれ異なった方法を採用し、これを昭和45年度課税分まで継続することになっておりますが、これから申し述べる種々な点で不合理な面が出てきておりますので、この際これ等の不合理を解消するため現行の不均一課税の方法を廃止して大館市全域が同一の課税方法で課税すべきでないかと考え現在その議案を市議会に提案して審議を願っている次第です。

1. 昭和43年度国保会計の決算見込みについて

昭和43年度の当市の国保会計の医療費の決算見込みは前年度に比べ旧大館地区が34.28%、旧花矢地区が46.54%の伸率を示しております。昭和43年度当初の見込みでは旧大館地区20.35%、旧花矢地区13.94%とそれぞれの伸率を見込み、それに依りて算出された保険税を課税したため旧大館地区で15,572円、旧花矢地区で32,177円とそれぞれ単年度赤字が発生する見込みであります。この赤字は保険税で解消しないで、昭和45年度以降に一般会計から繰入れをして解消することとしております。

2. 昭和44年度医療費の推定

医療費を推定するには、前年度の決算見込額に過去3か年間の平均伸率を乗じて算出する訳ですが、これによると昭和44年度の医療費は、昭和43年度決算見込額に対して旧大館地区では19.75%、旧花矢地区では26.20%の上昇となる見込みであります。

3. 昭和44年度保険税額について

上記の医療費の推計に基づいて算出された保険税の額は現行の課税方法により算出すると、旧大館地区では109,002円、旧花矢地区では14,484円、合計123,486円となり、これを世帯数と被保険者数で除した額は、世帯当りでは旧大館地区が1,561.8円、旧花矢地区が1,602.2円となり、旧花矢地区が旧大館地区に比し40.4円高くなっております。また1人当りでは旧大館地区4,230円に対して、旧花矢地区は5,061円となり、これも花矢地区が大館地区よりも831円高くなっております。このような差が生ずるのは不均一課税の特例によって花矢地区の医療費は花矢地区の保険税で賄い、大館地区の医療費は大館地区の保険税で賄うという趣旨からこのようになる訳です。この特例を廃止すると大館地区とか、花矢地区とかの区別をしないで大館市1本で算出されるため、このような現象は生じないこととなります。

4. 均一課税とした場合の昭和44年度保険税

現在、市議会に提案して審議を願っている案により算出される保険税の総額は不均一課税の場合の旧大館地区分と、旧花矢地区分の合計額123,486円と全く同額であります。世帯当りでは15,665円、1人当りでは4,313円となり、不均一課税の場合に比し、前者では旧花矢地区が357円安くなり、旧大館地区では反対に47円高くなることとなります。また、被保険者1人当りにおいても旧花矢地区は

748円安くなり、旧大館地区では83円高くなることとなります。

保険事業というのは相互扶助の制度ですので地域によって負担方法が異なるということは望ましいことではないと考えます。従って、私共は全国的な組織にするべきだと考えているくらいです。

5. 特例条例と現行の大館市の条例との相違点

保険税として徴収する総額は推計した医療費に基づいて算出するものであることは前にも申し述べたとおりであってその点では両方の条例には違いがありませんが、次の点が異っております。

ア) 保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つに区分して、それぞれの課税客体ごとに算出したものを合計して徴収することになっております。その総額に対する割合は、

	旧大館地区	旧花矢地区
A 所得割	55.5%	25.0%
B 資産割	9.5%	15.0%
C 均等割	23.0%	4.0%
D 平等割	12.0%	2.0%
計	100.0%	100.0%

となっております。A、Bを応能割といい、C、Dを応益割と称しておりますが、大館市の場合は応能割が65.0%、応益割が35%で経済的に恵まれている納税者から多く徴収する方法であります。これに対して旧花矢地区の特例条例は、応能割が40.0%で応益割が60.0%と大館と反対な方法を採用しているといえます。然しこのことはその地域の世帯の構成状況によって決められることで、何れがよいとか、正しいとかはいえないことです。

イ) 税率について

これは個々に税を課する場合に乘ずる比率であります。特例条例ではこの税率は保険税の総額が決まると自動的に定まるようになっております。これに対して大館市の条例はこの税率を数字で明記して決めています。従って、課税総額とか課税客体の数値に変動が生ずるとその都度条例を改正する必要が生ずるようになっております。最近のように毎年保険税の増税を図る必要があるときは毎年改正が行われる訳です。特例条例であれば保険税について市議会議員が意見を述べ得る機会というのは予算で保険税の総額を決めるときだけでありますが、大館市の条例の場合であると、予算と条例の2つの議案の中で意見が述べられる訳です。事務的には特例条例の方が煩わしさがなくて好都合かも知れませんが、課税される側に見れば変更のある都度、自分達の代表である市議会議員に充分検討して貰うことを望むだろうと思つて、そのような考えに立って判断いたしますと、大館市の条例の方がよいのではないのでしょうか。

ウ) 課税額に対する限度額

アのところで申し述べた4つの区分した額の合計額が保険税として課税される訳ですが、この場合その合計額が3万円以上になったときは3万円（43年度の対象世帯数24世帯）打切るといのが特例条例であり、大館市の条例ではこの額が5万円となっております。超過した分は限度額に達しない人達が負担しているのですから、そのような高額納税者は協力をお願いしたいと思います。

以上で特例条例の不合理と思われる点を一応説明いたしました。ご理解できましたでしょうか。市としては保険税についてこの特例条例の適用を受けることは、旧花矢地区の方達が不利を招くだけであると考え、改正案を議会に提案いたしました次第です。当局の意のあるところを汲みとられ、ご賛同下さるようお願い申し上げます。

なお、現在議会で審議を願っている条例の保険税の課税の内容はどうなるかについて、次の11の例をあげてみましたので参考にしてください。

大館市国民健康保険税課税例

例 1

区分	課税標準	税 額				
		43年度		44年度不均一		44年度
		大館地区	花矢地区	大館地区	花矢地区	均 一
所	円 0	円	円	円	円	円
資	円 0					
均	1人	720	1,163	1,030	2,210	1,050
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		2,120	3,153	3,010	5,710	3,045

例 7

区分	課税標準	税 額				
		43年度		44年度不均一		44年度
		大館地区	花矢地区	大館地区	花矢地区	均 一
所	円 474,000	円	円	円	円	円
資	円 15,000	3,525	7,350	5,295	11,670	5,475
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		18,461	18,863	25,438	29,921	25,788

例 2

所	円 0					
資	円 0					
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		3,560	5,479	5,070	10,130	5,145

例 8

所	円 563,000	13,512	8,572	17,903	11,536	18,016
資	円 19,600	4,606	9,604	6,918	15,248	7,154
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		21,678	23,655	29,891	36,914 (30,000)	30,345

例 3

所	円 70,000	1,680	0	2,226	0	2,240
資	円 2,000	470	980	706	1,556	730
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		5,710	6,459	8,002	11,686	8,115

例 9

所	円 679,000	16,296	12,934	21,592	17,406	21,728
資	円 22,000	5,170	10,780	7,766	17,116	8,030
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		25,026	29,193	34,428	44,652 (30,000)	34,903

例 4

所	円 120,000	2,880	0	3,816	0	3,840
資	円 3,300	775	1,617	1,164	2,567	1,204
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		7,215	7,096	10,050	12,697	10,189

例 10

所	円 870,000	20,880	16,450	27,666	22,137	27,840
資	円 23,400	5,499	11,466	8,260	18,205	8,541
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		29,939	33,395 (30,000)	40,996	50,471 (30,000)	41,526

例 5

所	円 247,000	5,928	1,635	7,854	2,201	7,904
資	円 10,000	2,350	4,900	3,530	7,780	3,650
均	3人	2,160	3,459	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		11,858	11,984	16,454	20,111	16,699

例 11

所	円 1,260,000	30,240	28,200	40,068	37,950	40,320
資	円 32,000	7,520	15,680	11,296	24,896	11,680
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		41,320	49,359 (30,000)	56,434 (50,000)	72,976 (30,000)	57,145 (50,000)

例 6

所	円 387,000	9,288	3,581	12,306	4,819	12,384
資	円 20,000	4,700	9,800	7,060	15,560	7,300
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		17,548	18,860	24,436	30,509 (30,000)	24,829